平成２９年（フ）第１３３０号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目47―23―103
債務者　黒田　夏樹
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３６号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目３―１サンハウス今井Ｂ―103
債務者　三神　明子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３９号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目22―１　ウインベルデュエット恵比寿２　404
債務者　犬塚　　藍
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４４号
東京都青梅市野上町３丁目５－４―108
債務者　岡田さとみ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４５号
東京都足立区西新井６丁目12―１
債務者　新沼　　司
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１２号
静岡県浜松市北区引佐町別所114番地の１
債務者　伊藤　正明
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
静岡県浜松市浜北区貴布祢1045番地の２　メゾンドロイヤル202
債務者　磯部みどり（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
静岡県浜松市南区増楽町1785番地、住民票上の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285番地の15丸文マンション609号
債務者　金沢　光枝
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９号
長崎県島原市上の原１丁目6249番地１　本田貸家５号
債務者　鬼山　秀俊
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後３時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
岡山市中区藤崎380番地19
債務者　本間　久視
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６７号
東京都墨田区八広３丁目31―12―803
債務者　石川　里美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５２号
横浜市金沢区並木１丁目１番２―410号
債務者　柳澤　奈穂（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
東京都八王子市北野町533番地２第６東山コーポ103号
債務者　鈴木　克美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８５号
東京都荒川区東尾久１丁目31―12―801
債務者　星　　隆行
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２８６号
東京都荒川区東尾久１丁目31―12―801
債務者　星　　紀恵
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部